

## 議案第20号

土地改良事業に伴う町及び字の区域の変更及び廃止について

町及び字の区域を別紙のとおり変更及び廃止をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、団体営土地改良事業立田地区鵜戸川工区の換地処分を行うに当たり、町及び字の区域の変更等をするため必要があるからである。

立田地区鶉戸川工区 変更調書

1. 新右エ門新田町江向に編入する区域

町及び字	地番
四会町井口	456、道路及び水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

2. 新右エ門新田町郷前に編入する区域

町及び字	地番
新右エ門新田町江向	道路及び水路の一部
戸倉町鶉戸	26及び26-2の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

3. 戸倉町西鶉戸に編入する区域

町及び字	地番
戸倉町東鯉淵	道路の一部
戸倉町南鶉戸	862、862-1、863、863-1、864、864-1、 864-2及び867の全部 861、861-1、865、865-1、道路及び水路の 一部
戸倉町鶉戸	27及び28の全部 26-1及び26-2の一部
戸倉町折戸	道路及び水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

4. 戸倉町折戸に編入する区域

町及び字	地番
戸倉町南鶉戸	860の全部 857、857-1、857-2、858、859、861、 861-1、861-3及び水路の一部
戸倉町東鯉淵	道路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

立田地区鵜戸川工区 変更調書

5. 戸倉町東川原に編入する区域

町及び字	地番
戸倉町南鵜戸	844、844-2、846、846-1、846-2、847、847-1、849、851、851-1、852、852-1、853、853-1、853-2、854、854-1、855、855-1、855-2、856及び856-1の全部 857、857-1、857-2、道路及び水路の一部
戸倉町東鯉淵	道路の一部
四会町鵜戸	2182、2183、2184、2185、2186、2187、2188、2189及び2221の全部 2181、2189、2190、2191、2192、道路及び水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

6. 四会町井口に編入する区域

町及び字	地番
四会町郷北	水路の一部
四会町鵜戸	2176-1、2177、2177-1、2179-1及び2180-1の全部、2181、道路及び水路の一部
戸倉町南鵜戸	866の全部 857-1、858、859、861-1、861-3、865、865-1、道路及び水路の一部
戸倉町鵜戸	26、26-1及び26-2の一部
戸倉町東鯉淵	道路の一部
戸倉町西鵜戸	48、59、道路及び水路の一部
新右エ門新田町江向	水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

立田地区鵜戸川工区 変更調書

7. 四会町脇野に編入する区域

町及び字	地番
四会町鵜戸	2193、2194、2195及び2210-1の全部 2190、2191、2192、2196、2198、2199、 2208、2209、道路及び水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

8. 四会町郷北に編入する区域

町及び字	地番
四会町鵜戸	道路の一部
四会町脇野	水路の一部

9. 四会町庄内に編入する区域

町及び字	地番
四会町鵜戸	2224、2225及び2226-3の全部 2222、2223、2226-2、道路及び水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

10. 四会町鵜戸に編入する区域

町及び字	地番
石田町北鵜戸	1-1及び道路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

11. 石田町北鵜戸に編入する区域

町及び字	地番
石田町南鵜戸	57-2、58-4、58-5、58-6、59-2及び 120-1の全部、119-2、119-3、道路及び 水路の一部
四会町鵜戸	2204、2205、2206、2206-1、2207、2213、 2214、2215の1、2215-2及び2215-3の 全部、2199、2208、2209、道路及び水路の 一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

立田地区鶴戸川工区 変更調書

12. 石田町南鶴戸に編入する区域

町及び字	地番
小茂井町鶴戸	1918-9、1920-7、道路及び水路の一部
雀ヶ森町四反割	472-1及び道路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

13. 石田町南郷に編入する区域

町及び字	地番
雀ヶ森町四反割	472-1及び道路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

14. 小茂井町中屋敷に編入する区域

町及び字	地番
小茂井町鶴戸	道路及び水路の一部
石田町南鶴戸	14の全部、13、15及び水路の一部
雀ヶ森町四反割	472-1及び道路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

15. 小茂井町長左エ門浦に編入する区域

町及び字	地番
雀ヶ森町七畝割	水路の一部
小茂井町寺浦	道路及び水路の一部

16. 小茂井町中に編入する区域

町及び字	地番
小茂井町寺浦	737-1、737-2及び737-3の全部 道路及び水路の一部
小茂井町寺下	736-2及び736-3の全部 736、736-1、道路及び水路の一部
雀ヶ森町三反割	865-1、866-1及び水路の一部
雀ヶ森町七畝割	水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

立田地区鵜戸川工区 変更調書

17. 小茂井町鵜戸に編入する区域

町及び字	地番
石田町南鵜戸	水路の一部

18. 小茂井町池淵に編入する区域

町及び字	地番
小茂井町古堤	89、90、91及び道路の全部 92及び水路の一部
山路町宮裏	水路の一部
山路町引橋	道路及び水路の一部
山路町西郷付	水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

19. 小茂井町宮浦に編入する区域

町及び字	地番
小茂井町長左エ門浦	道路及び水路の一部
小茂井町鵜戸	道路及び水路の一部

20. 雀ヶ森町八反割に編入する区域

町及び字	地番
雀ヶ森町四反割	473-1、474、475、476、477-1、478-1、 479-1、481-1、482-1、508-1及び 513-1の全部、472-1、515-1、道路及び 水路の一部
石田町南鵜戸	1、2、3、5、6-1、6-2、6-3、8、9-1、 9-2、10、11及び12の全部 13及び水路の一部
石田町南郷	水路の一部
小茂井町長左エ門浦	水路の一部
小茂井町鵜戸	水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

立田地区鵜戸川工区 変更調書

21. 雀ヶ森町七畝割に編入する区域

町及び字	地番
雀ヶ森町三反割	858-1、907、道路及び水路の一部
雀ヶ森町四反割	519-1、520-1、521-1、522及び523-1の全部515-1、道路及び水路の一部
小茂井町長左エ門浦	水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

22. 雀ヶ森町前並に編入する区域

町及び字	地番
雀ヶ森町三反割	858-2、860、861-1、861-2、861-3、862、864-1、905及び906の全部 858-1、865-1、866-1、907、道路及び水路の一部
山路町引橋	15の全部、11及び16の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

23. 山路町引橋に編入する区域

町及び字	地番
雀ヶ森町前並	52及び水路の一部
雀ヶ森町三反割	866-1、道路及び水路の一部
小茂井町寺下	水路の一部
小茂井町古堤	水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

24. 山路町西郷付に編入する区域

町及び字	地番
小茂井町古堤	92及び水路の一部

地番については、平成28年11月2日現在の地番である。

25. 山路町宮裏に編入する区域

町及び字	地番
山路町西郷付	水路の一部